

第四十回国会 大蔵委員会議録 第二十号

昭和三十七年三月九日(金曜日) 午前十時四十八分開議

出席委員

- 委員長 小川 平二君
- 理事黒金 泰美君 理事細田 義安君
- 理事毛利 松平君 理事山中 貞則君
- 理事平岡忠次郎君 理事堀 昌雄君
- 足立 篤郎君 伊藤 五郎君
- 岡田 修一君 金子 一平君
- 田澤 吉郎君 津雲 國利君
- 濱田 幸雄君 藤井 勝志君
- 坊 秀男君 吉田 重延君
- 久保田鶴松君 佐藤觀次郎君
- 田原 春次君 広瀬 秀吉君
- 武藤 山治君 横山 利秋君

出席政府委員

- 大蔵政務次官 天野 公義君
- 大蔵事務官 村山 達雄君
- (主税局長)

委員外の出席者

- 運輸事務官 高橋 末吉君
- (鉄道監督局副長) 日本国有鉄道常務 磯崎 敏君
- 務理事 磯崎 敏君
- 専門員 抜井 光三君

本日の会議に付した案件

- 通行税法の一部を改正する法律案
- (内閣提出第二二五号)
- 入場税法の一部を改正する法律案
- (内閣提出第八三三号)
- 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- (内閣提出第七八七号)

○小川委員長 これより会議を開きます。

通行税法の一部を改正する法律案及び入場税法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。質疑の通告がありますので、これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 通行税について簡単に御質問をいたしたいと思っております。前後二回にわたってやっておりますが、前会の大蔵大臣に対する質問におきまして、ある程度大蔵大臣も私どもが聞きたい点について明確な答えを出しておられますので、きょうは主として国鉄側あるいは運輸省にお聞きしたいと思っておりますが、この前、一番最初に質問をいたしましたときに、航空会社との対比において、国鉄の経理というものは相当好転している。去年の運賃値上げの結果をどうい状態にしている。償却不足などもありませんという答えであったわけですが、いろいろ私も考えてみまして、なるほど今のままでやっているとすれば、償却不足は現在のところはなさそうだが、国鉄に新線建設の建設線として指定をされて着工もしくは着工の寸前であるようなものも三十八線あるはずであります。そこで、この工事量だけでも約一千五百億といわれる工事量を控えておられる。しかも一方において、国の政策として、後進地域の開発、あるいは産業都市の適正な配置、こういうふうなことが、近來非常に強く政策要求として出されて参りました。法律もそういう経済的な要請にこたえてその種の法律が次々と出されてきておるわけです。そうしますと、国鉄は、どうせこの新線はほとんどベイシシな路線ばかりだ、ほとんど大部分がそうだが、おそらく平均営業キロ数でも三百をこえるだろう、大きなものは千にもなるということもいわれておるわけでありまして、しかしそれだけでは済まない、従つて後進地開発のために新線建設もつとピッチを上げなければならぬ、強まってきたというのじゃないか、こういうふうに思っております。あるいはまた踏切道の改善ということが強く叫ばれておる今日、国鉄の企業として全然ベイシシなものに、今後相当経費が出ていくであろう、こういうことも予想されるわけですから、そういうようなことを考えますと、そういう事業といたうことを、一体どうい形にこなしていくとされるのかということについて、これは運輸省からでも国鉄からでもつけようございしますが、そういうものについて、それらを考慮したら、はたして国鉄企業というものは、現地の運賃のままでほんとうに健全にやっていくのかというふうなことをお伺いしたいと思っております。

○磯崎説明員 ただいまの御質問の点につきましても、昨年運賃を上げさせていただきます。一応第二次の五カ年計画を策定いたしました。その後、御指摘の通り、日本の経済発展のテンポが非常に急激でございまして、幹線における輸送力の逼迫はもろんのこと、ただいま先生の御指摘のように、地方の産業開発のために、い

わゆる新線の建設につきましても、非常に強い要望がございします。また一方、最近の踏切事故の増加に伴いまして、踏切道の改良につきましても、第二次五カ年計画を策定いたしました。きょうも、もつと急テンポに、しかも年間たくさん個所について立体交差を行なうというふうなこともいたさなければなりませんし、一方通勤輸送に伴う通勤輸送対策というものは、今後計画以上のことを考えなければならぬというように、あれやこれや差し迫りましたいろいろな問題の解決につきまして、一部、仕事といたしましては、ベイシシなものにつきました。もちろん借入金でやるというものは考えられませんが、そうでないものが大部分でございますので、私もといたしましては、あらゆる方策を講じまして、どうしても収入の増加をはからなければならぬというふうなことを考えております。すなわち、収入増加によりまして、自己資金を何とかふやすことによりまして、経営状態をよくしていくという努力を、今後あらゆる方面で重ねなければならぬというふうなことを考えております。

○広瀬(秀)委員 確かにそういう状況にあるだろうと思つておりますが、国鉄の職員数は、たしか定員法以来と比べると大ざっぱにはなおりますけれども、ここ五年くらいの間に、ほとんど定員は動いてないのじゃないですか。実員も大体その通りじゃないかと思つて、その間における業務量の増大といま

すか、こういうものが、大体五カ年くらい、昭和三十年あたりを起点にして、職員はどのくらいの比率でふえ、業務量といふものは、客貨において、あるいは運転キロにおいて、どういふ状況になつておるか、この点をちょっとお聞きしたい。

○磯崎説明員 国鉄の職員数につきましては、ここ数年間、四十五万弱という数字を上回ることなしに、東海道新幹線の工事要員以外は増員なしでやっております。すなわち、企業の近代化あるいは経営の合理化等によりまして、捻出した人員を、輸送力の増加の方に振り向けるという措置を講じて今日まで参つております。

一方業務量の方は、たとえはこの五年間をとつてみましても、旅客におきましても約三割程度の増加を示し、貨物につきましてもやはり二割五、六分の増加を示しております。従いまして、その輸送力の増加に伴う人員増加を考慮せずに、部内の転換という言葉が適当かどうかは別といたしまして、部内の現在人員のやりくりでもって、そのふえて参つておる輸送量を消化しているという現状でございします。

○広瀬(秀)委員 大蔵省側にお聞きしたいのですが、これは直接主税局の問題ではないので、天野次官にお伺いしたいと思つております。今申し上げましたように、国鉄の新線建設、これはそれぞれの地元において、それぞれの後進地域の開発のために三十八線が今指定されております。たしかこれはことしも七十五億くらい

の予算しないだろうと思う。毎年七十五億ずつやっていますと、その三十八億に七十五億をべたにばらまいていきます。それで、二十年かかる勘定になる。それで、今の高度経済成長の中で、後進地域の開発あるいは地方産業都市の育成あるいは国土総合開発というよりな観点からして、これを早めようという要請は非常に強くなっていると思います。これをもう少しピッチを早めるという考えは、やはり大蔵省としても当然考えていかなければならぬことだろうと思うのです。そういうことについてどのように考えられておるか、ちょっとお伺いいたします。

○天野政府委員 後進地域の開発というよりな目的を持って新線建設を今まで政府としてはほとんどとやっています。これは御承知の通りでございます。が、さればとて、新線建設につきましても、赤字線の累増もしくは悪い言葉で言えば政治線を作るとは悪いかぬというよりな反対の御議論もあるわけでございます。従って、経済効果のあるもの、また新線建設によりましてその地域が非常に開発されることろというよりな観点に立ちまして、順次その建設に当たってきいているわけでございます。今後においても、国鉄の経理の許す範囲内において、また予算の許す範囲内におきまして、新線建設につきましても、地域の開発という観点に立って、経済効果も考えながら、できるだけこの開発に進んでいく方針でおるわけでございます。

だある現状であります。国鉄は償却不足はございませぬというよりなことであります。しかしながら国鉄の企業としての、また経理の実態というものは、やむを得ざるやむを得ないところじやないかと承知しております。新線建設だけでも三十八億というの、今天野さんがお答えになりましたように、これは必要なんだというところは慎重な審議を通過して決定されて、それが今足踏みにしているのです。これは経済開発上非常に経済効果もあるんだ、それからすべの関係を考慮して、文化の関係、教育の関係、経済開発の関係、そういうものを考慮した上で決定済みのものが、工事場だけでも千五百億からあります。これが毎年七十五億くらいしかやれないんだ、そういうことがある。踏切道の問題なんかも、踏切道の整備に關して通った法律で、三分の一ずつ国鉄は負担するということになりそうです。ありますけれども、あるいは三分の一以上になるかも知れないという事象を考慮して、今日の交通事情ということから、また最近の事故の頻発に見るようなことを考えてきたら、国鉄はやはりやるべきことをやらないで、どこにか帳じりを合わせている。しかも経済にとつて常に国鉄の輸送というものはおくれをとつてきた。これがむしろ隘路になってきたということがしばしば指摘されております。最近の事故なんかも、ある程度国鉄が無理してダイヤを編成し、経済成長のテンポに輸送力増強を合わせようという無理をしたところに問題があるのではないかと見方も一つ成り立つと思ふ。そういうことになりますれば、やはり航空

機に対しては非常におくられてやっていた産業だから、国鉄はもう長い歴史を持って地方もあるというだけでは、やはりそこらあたりのもろもろは、ある程度認識をあらためてもらつて、やはり今の通行税というよりなものは国鉄の発展にとつて若干でも障害がある。しかも奢侈的な時代は去つたというよりなことから考えれば、この点について一歩前進したお考えを示されるべきだと思ふのですが、その点について、一つ明快に局長の見解をお伺いしたいと思ふ。

○村山政府委員 なかなかむずかしい問題でございます。断定的なことは申し上げかねますが、御案内のように、今日の日本の経済は急速に伸びておりまして、企業自体でも自己資本でもつてまかなうことができて、他人資本比率がだんだん高まっています。状況でございます。それに従いまして輸送関係あるいは道路、鉄道、こういったものがやるべきことがたくさんあるというよりなことにございまして、われわれは常識的に考えまして、それでよろしいというふうに考えるわけでございます。ただ、航空機につきましては存じませんが、現在の路線でもなおかつ税法で定めておる償却の範囲内でどうしていきか、実際は過小の償却にとどまっておる、もし税法で認められるように償却をいたしますれば、相当な赤字が出てくるという問題、それから常識的に考えまして、日本の民間航空が各国に比べて非常におくれているという状況、そして国鉄の世帯の大きさ、それから今の民間航空の現状における世帯の違いの問題、その辺

を考えますと、もうしばらくの間は、この租税特別措置のようなことをとることもやむを得ないのではないかと、状況によりまして、こんなものはいつまでも続けたら、こんなものではないが、もうしばらくこの措置を続ける必要があるのではないかというふうなことを考へておる次第でございます。

○広瀬(秀)委員 非常に慎重な答弁をなさっておるわけですが、いつまでも続ける気持はないか、これはおっしゃったわけですが、この前の大蔵大臣に対する質問のときには、大蔵大臣は「やはり今直ちにこれを撤廃し」と私どもも言っているわけではない。しかし航空機に対して今五割になつていくということを今直ちに私どももこれをとんでもないというつもりもなし。しかしながら、租税の負担の公平というよりな原則からいまして、やはりその面では、これは航空機に乗る人と鉄道に乗る者との間にやはり負担力の差というものもあるのではないかと、五割の税率の差をつけるほどその関係というものは、その間に妥当性というものは薄いのではないかと、こういうことを言つたわけでありまして、これに対して大臣は、やはりそういう点はあるかと思ふ、こゝろ答へられておる。そういうよりな観点に主税局長も立たれて検討される気持がありますか。

差ではございませぬが、あると税の上では言わざるを得ないだろう、その点では全く同感なものでございませぬが、先ほど申しましたような意味合いにおきましても、もうしばらくの間は、これはなから、ですからまさに特別措置だと言わざるを得ないと思ふ。

○小川委員 たいだいま議題となつております入場税法の一部を改正する法律案に対しまして、毛利松平君より三派共同提案による修正案が提出されております。

入場税法の一部を改正する法律案に対する修正案

入場税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。第五條の改正規定に次の一項を加える。

2 前項の規定に該当する場合のほか、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範圍)に規定する小学校その他政令で定める学校の教員の引率により、当該学校における教育に資するため、当該学校の生徒、児童又は幼児を興行場等に入場させる場合において、入場料金が一人一回の入場について五十円以下であるときは、入場税を課さない。

第六條の改正規定中「前條」を「前條第一項」に、「規定する金額をこえ」を「規定する金額(前條第二項に規定する場合に該当するときは、同項に規定する金額。以下この条において同じ)をこえ」に改める。別表の改正に関する部分を除く。附則第一項ただし書を削る。

附則第二項中「昭和三十七年四月一日」を「この法律の施行」に改め、「以下次項及び附則第六項において同じ」を削り、「他に別段の定め」を「この附則又は他の法律に別段の定め」に改める。

附則第三項を次のように改める。

3 この法律の施行後に入場するために使用される入場券をこの法律の施行前に前売りしている場合において、当該前売りに係る入場料金の入場税法(以下「旧法」という)の規定により課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額と当該入場料金を対して(この法律による改正後の入場税法以下「新法」という)の規定を適用したときの入場税額に相当する金額との差額を払いもどしたときは、当該払いもどしが旧法第十三條の規定に該当するときはを除き、当該払いもどしを新法第十三條第一項の払いもどしと、当該払いもどしに係る金額を同項の規定による控除を受けるべき金額とみなして、新法の規定を適用する。

れるべき入場税額に相当する金額と当該入場料金を対して(この法律による改正後の入場税法以下「新法」という)の規定を適用したときの入場税額に相当する金額との差額を払いもどしたときは、当該払いもどしが旧法第十三條の規定に該当するときはを除き、当該払いもどしを新法第十三條第一項の払いもどしと、当該払いもどしに係る金額を同項の規定による控除を受けるべき金額とみなして、新法の規定を適用する。

附則第四項を削り、附則第五項中「昭和三十七年四月一日」を「この法律の施行」に、「附則第二項」を「この附則」に、「同日以後」を「この法律の施行後」に改め、同項を附則第四項とし、附則第六項を削り、附則第七項を附則第五項とする。

本修正による経費 本修正による減収見込は、約七億円である。

○小川委員長 この際、提出者の趣旨説明を求めます。毛利松平君。

○毛利委員 ただいま議題となりまして、三派共同提案にかかる入場税法の一部を改正する法律案に対する修正案について、提案の理由を御説明いたします。

修正内容は次の二点であります。まず第一点は、改正案におきましては一律三十円の免税点が設けられておりますが、これらのほかに、教員の引率による生徒、児童等の入場の場合

五十円の免税点を設けようとするものであります。

次に、課税範圍、税率、免税点等に関する改正規定の施行日は、前売りとの関連上五月一日としておりますが、一日も早く減税効果を及ぼすことが適当と考えますので、これを四月一日にしようとするものであります。

○小川委員長 これにて修正案の趣旨説明は終わりました。

○天野政府委員 ただいま提出されました入場税法の一部を改正する法律案の修正案に対し、国会法第五十七條の三に基づき、内閣の意見を申し上げます。

修正部分にかかる政府原案は、入場税の減税の実施期日に一月の余裕を置くことによつて、入場券前売り制度に於ける混雑を避けること及び新たに一律三十円の免税点を設けて、臨時開催等特定の場合のみ認められていた免税点を廃止し、制度の簡素合理化、税負担の軽減をはかることを趣旨として提案したものであります。

ところでただいまの修正案は、そのねらいが大家負担の早期軽減及び教員引率による生徒、児童等の入場の場合の税負担の軽減をはかることにあることは了承できるのであります。しかし、入場料金の払い戻しを要する場合は生ずること等の問題もあり、また昭和三十七年度予算に影響を及ぼすこと

となる措置でもありますので、にわかには賛成いたしたくないのであります。

○小川委員長 これにて内閣の意見聴取は終わりました。

○小川委員長 これより討論に入るのではありませんが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

○岡田(修)委員 ただいま可決されました通行税法の一部を改正する法律案に対し、本委員会として附帯決議を付したいと考えまして、御提案申し上げる次第でございます。

通行税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 通行税については、現在の旅行目的その他諸般の状況にかんがみ、政府において近い将来にこれが存廃について検討すべきである。

その提案の趣旨を御説明申し上げます。

通行税は、戦時中税源確保のため旅行を極力抑制する意味合いをもちまして設定されたものでありますが、現在の旅行は、その目的のほとんどが業務その他やむを得ざるものであります。かつまた通行税は一般の消費税と其の性格を異にする流通課税であります。今日、間接税が大幅減税されております状況下において通行税を存続することは適当であるかどうか検討すべき段階に達しておると考へるのであります。さらにまた通行税相互間のバランスについて検討を要する等、いろいろ問題があるのであります。よつて、むしろ政府において近い将来、これが存廃について根本的に検討すべきことを適当と考へ、ここに提案した次第であります。

○小川委員長 これにて提出者の趣旨説明は終わりました。

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつて、岡田修一君提出の附帯決議を付するに決しました。

○小川委員長 次は、入場税法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案について、採決に入ります。

まず修正案について採決いたします。

お諮りいたします。本修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めます。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。これを可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は修正議決いたしました。

○小川委員長 次に、平岡忠次郎君より、本案に対し、三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者の趣旨説明を求めます。平岡忠次郎君。

○平岡委員 ただいま可決されました入場税法の一部を改正する法律案に対して、本委員会として附帯決議を付したいと存じまして、提案を申し上げる次第でございます。

まず、附帯決議の案文を朗読いたします。

入場税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

入場税の大幅減税に伴ない、政府は、すべての興行界に対し、減税相当額を入場料金から引き下げるよう適切な措置を講ずべきである。

次に、その提案の趣旨を申し上げます。入場税につきましては、今回大幅に減税されましたことに伴い、これら減

税分は、物価抑制の見地等から、これを入場料金から引き下げるのが当然と考えますので、政府においてはこれらの点を十分考慮して適切な措置を講ずべきであると考えます。

以上が提案の趣旨であります。

なお一言つけ加えますれば、この点に關しては、政府もそうした意図において業界と折衝をし、業界も承諾を示しておるといふことで、はなはだけつこうであると思っております。

ただ問題は、入場者に還元されるべき実質的な減税効果という点であります。三十五、三十六年の実績で見ますと、入場者数において二割減になつておるにもかかわらず、入場料金水揚げは一五割増していると伝えられておるのであります。これは入場料の単価がかなり引き上げられたことを意味するわけでありまして、最近の物価高に相応するところの自然な入場料の引き上げであるならば、これはやむを得ないと思つておりますが、もしこれが人為的に引き上げられているということであるならば、一応われわれとしては、この点については業界の反省を求めなければならぬと思っております。

たとえば今年の正月興業の特別料金は、通常の場合には、二月にはまた引き下げられるわけでありまして、今回は高い料金のまま持ちこたれておる傾向が強いのであります。こうなりますと、一般大衆に実質的な還元は不可能となるのであります。こうした点から、業界においてはもちろんのことながら、政府において十分留意して指導されるべきであると思っております。

右をつけ加えて申し上げる次第であります。

○小川委員長 これにて提出者の趣旨説明は終わりました。

お諮りいたします。平岡忠次郎君提出の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めます。よって、平岡忠次郎君提出の動議のごとく附帯決議を付するに決しました。

○小川委員長 ただいま議決いたしました両法律案に關する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○小川委員長 次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告があります。これを許します。足立篤郎君。

○足立委員 私は、租税特別措置法につきまして、一点だけ主税局長に御質問を申し上げます。

それは租税特別措置法の第三十八条の第三項第一号についてでございます。問題点を明らかにいたしますために具体的な事例を申し上げます。その上で御質問を申し上げます。

静岡県の袋井市に起こつた事例でございます。それは市当局が、一昨年工場誘致の市条例を作りまして、その適地を選びまして、七、八カ所の団地計画を作つたわけでありまして、地主に

対しましては、これは大部分農民でございますが、農民に對しましては、市

が土地を一人買い上げ、その買上げた団地について工場なり、宅地なり、住宅なり誘致計画を立てまして、それぞれわたりをつけて工場の誘致をやつておる次第でございます。

昨年の六月に、所管の税務署である磐田の税務署長に伺いを立てましたところ、そういう計画でいく場合には、今申し上げた租税特別措置法第三十八条の第三項第一号の適用を受けられるので、いわゆる圧縮記帳の税の恩典があるのだという説明をいたしましたので、市当局は関係者を集めて、税務署から示された方程式等も示して、

こういふふうな恩典があるのかどうか、ぜひ市に協力してもらいたいということ説得をいたしました。その結果、現在としては比較的安い地代で買取ることができたのであります。私が聞いておるところでは、坪当たり千五百円、それに市当局が協力料として感謝のしるしとして四百円つける、言いかえるならば、坪当たり千五百円で十数万坪に及ぶ団地計画全体の土地を買い上げることに成功いたしましたわけでございます。それがただいま申し上げた通り、七、八カ所に分かれておられますので、ある大きな団地でございます。一方所六万坪、それからある団地は三万坪程度、ある団地は一万五千坪程度、あるいは七、八千坪というように分かれておるわけでございます。これはやはり地方へ参りますと、そういう団地計画を立てると言いますと、地理的な条件もござい

ますので、必ずしも税法に定められている三万坪十ヘクタール以上の団地ばかり計画はできませんので、どうしても場合によれば、ある程度こまかな団地

もできるわけでございます。またある地区には工場を密集する、ある地区には住宅を密集するというような都市計画の面からする制約もございまして、勢いそうならざるを得ないと思つて、まいりますが、実は最近、三月十五日を期限として税の申告をするという段階になりました。急に税務署から連絡がございまして、昨年はあのように申し上げたけれども、実は税法の規定によると、一カ所一団地十ヘクタール以上の団地でないといふ圧縮記帳の恩典が受けられないので、一カ所三万坪以下のものは普通の扱いになりますから御承知願いたいという連絡がございまして、実は市当局のみならず、関係者一同全くとほりにくれている状況でございます。それはとほりにくれている理由はおわりの通り、市が条例で定めまして、今の常識からすればきわめて安い価格で市に協力させて、市の発展のためにやつた仕事でございます。それが昨年の税務署の説明によれば、すべて恩典があるということで、それを前提にして実は納得をさしたというのに、三万坪以上の団地のものは恩典があるけれども、一カ所三万坪以下のものは恩典がないということになります。と、実際の面において大へんな差額が出て参りまして、収拾がつかないという状況になりまして、実は大あわてに

あわてているわけでありまして、かたがたその団地の近くを今度東海道新幹線が通ることになりまして、国鉄が土地を買い上げておる。これは例の四分の一の恩典があるという特別な扱いを受けておられますので、これとの比較におきまして、実は全く収拾がつかないという状態になっているわけでありま

す。この問題につきまして、実は先日地元の市長以下代表と一緒に国税庁に参りまして、直税部長等にもお会いして事情を聞いたのでありますが、現在までの国税庁における法解釈は、一団地というのはいずれ一方所であつて、それが飛び地になつてゐる場合には、やはりこの恩典を与えることは不可能である、こゝういふお話をございまして、それでは全くこれは行き詰まつてしまひし、どうも事情に合わないのではないか、低開発地域開発の政策も進められておるやさきでございまして、こゝういふ問題は全国各地に起こつておるし、また起こり得る可能性を持つた問題であると思ひますので、地方公共団体が責任を持って土地を買い上げて、その都市の発展のために、地方産業の振興のために団地計画を立てるといふ場合に、それが一緒に立てられたといふ場合は、当該年度において立てられて、そして画一的に行なわれたものである以上は、やはり税法上も同じ扱いをしていくのが筋ではないだらうか。それが合せて三万坪以下といふより小さな規模のものであればこれは別問題として、今法律にきめられてゐる合せて三万坪以上のものがあるならば、今法律にきめられてゐる恩典を平等に与えてしかるべきものではないか、また現在の法律も読み方によつてはそう讀めるのじやないかと私は思ふのでありますが、この点について主税局長の責任ある御答弁を賜りたいと思ひし、なおあわせて、この法律解釈がまちまちでございまして、ある税務署管内では恩典を与えたが、ある税務署管内では与えないといふやうなことが起きますと、国民は法のもと

に平等であるべきなのに不平等になりますので、これは通達か何かで明らかになることができるかどうかという点を御答弁願ひたい、この一点でございませう。

○村山政府委員 たいだいま足立先生がお述べになつたやうなケース、つまり同一年度で同一計画のもとに施行されたその面積が、たまたま飛び地になつておりました、全体としては三万坪以上に該当するといふ場合に、この規定でその三万坪といふのを一方所といふふうになつておる、あるいはさういふ場合には飛び地の場合といへども合せて讀むかといふ御質問だらうと思ふのでございませう。まあ一方所と書いてありますが、これはどうも文章でございませうので、この文章を否定するわけには参りませんが、そのやうな場合には、私の解釈から申しますと、この規定の設けられた趣旨から見て、この規定の適用を妨げないのじやないかといふふうにご考慮の次第でございませう。

なお、お話のありました点につきましてさつそく調べてみましたところ、実はこの問題は今代金を支払つてゐる払いだそりでございまして、三十六年分の課税ではなくて、来年の課税に係するそりでございませう。従いまして、ことしはとりあえず問題になりませんが、そのやうな場合がありませうと困りますので、いずれはつきりいたしたいと思つておられます。近く直税部長會議が国税庁に開かれる予定でございませうが、その際全国各地から同様の資料を集めて検討いたしました、はつきりした通達を出そうといふことになつてございませう。もし、どうしても国税

庁の方でその通達がむずかしいということでありませうれば、われわれは来年法律改正をすべきではないか、かように考へておるわけでございます。

なお、全国同じやうなケースが今年度あるかどうか、とりあえず国税庁から調べましたところ、ことしはさういふケースは、三十六年分の課税に関する限り、今までのところ集めた情報ではないそりでございませう。

○足立委員 けつこうです。

○小川委員長 次会は来たる十三日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十七分散会

〔参照〕

通行税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一二二号) に関する報告書

入場税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八三三号) に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕



第一類第五号

大蔵委員会議録第二十号

昭和三十七年三月九日

昭和三十七年三月十三日印刷

昭和三十七年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局